

産業競争力強化に資する
税制のあり方に関する要望

平成25年9月

四国経済連合会

産業競争力強化に資する 税制のあり方に関する要望

第1章 基本的考え方

グローバル競争が熾烈になる中、我が国企業は厳しい状況におかれ、四国においても事業の縮小や生産の海外流出といった動きが相次ぐなど、地域経済の屋台骨が揺らいでいる。こうした状況に対処するため、各企業は高付加価値化や市場ニーズに応じた製品・サービスの開発に努めているが、産業空洞化を防ぐために同時に必要なことは、産業競争力の強化に向けたビジネス環境の整備であり、特に税制のあり方が極めて重要である。

そこで、当会では、四国経済界の意見を踏まえつつ、

- ・我が国企業が海外企業と対等に競争できるよう、グローバルなイコールフットィングの実現
- ・国内で高付加価値製品の開発や新産業創出のための研究開発・設備投資が進むよう、税制面のインセンティブ強化

の観点から、必要な税制のあり方について、次章のとおり提言をとりまとめた。企業の自律的成長と政府の成長戦略の具体化を促し、雇用・所得の増加につなげてゆくため、提言の実現を要望するものである。

消費税引上げについて付言したい。少子高齢化の進む我が国にとって、社会保障制度の再構築および財政再建は喫緊の課題であり、それなくして、将来にわたる経済の成長や国民生活の安定は望めない。そのため、社会保障給付の効率化促進とともに、歳入面での消費税の引上げが不可欠である。来春の消費税引上げについて、景気動向の慎重な見極めが必要との考えも理解できるが、消費税引上げの趣旨・目的に鑑み、景気対策としては別途、消費拡大策等の政策で対処することとし、消費税引上げは法律に基づき着実に実施すべきである。そして、当会の求める産業競争力強化の税制と相まって、財政健全化と経済成長が互いに作用し好循環で進む軌道に乗せる必要がある。

第2章 産業競争力強化に資する税制のあり方

1. 法人実効税率の引下げ

我が国の法人実効税率は、復興特別法人税が撤廃される平成27年度以降、35%余りとなる。しかし、アジア諸国の税率は25%前後、欧州先進諸国も30%前後であり、依然大きな差が残る。米国の税率は日本を上回っているが、オバマ大統領は25年7月、法人税率の大幅引下げを提案しており、これが実現した場合、日本の税率を下回る可能性がある。

グローバル競争を勝ち抜いてゆくためには、我が国の法人実効税率を引き下げることが必要であり、早急に30%前後に引き下げ、その後、さらに25%程度の水準を目指すべきである。

税率引下げにより、企業では生産性向上のための投資力が生まれ競争力強化が見込まれるとともに、賃金・配当の増加による消費拡大効果も期待される。また、海外企業の国内立地の可能性も高まる。

2. 設備投資促進策

① 設備投資促進税制の拡充

平成25年度税制改正では、2年間に限定して、投資額の3%の税額控除（法人税額の20%を限度）または30%の特別償却を認める設備投資促進税制が創設された。しかし、対象が生産等設備に限られているほか、適用条件についても、設備投資額が減価償却費を超え、かつ年間投資額が前年度と比較して10%超増加した場合に限定されている。

設備投資は企業競争力の源泉であり、政府の「3年間で設備投資を年70兆円に回復させる」目標を達成するためにも、企業の設備投資意欲を呼び起こす制度となるよう、適用対象設備の範囲拡大、適用条件の緩和、税額控除幅の拡大、制度の恒久化、簡素化を推進していただきたい。

また、広汎に設備投資を促進する観点から、減価償却の償却率そのものを引き上げるなど、償却の早期化を進めていただきたい。

② 欠損金繰越控除および繰戻還付の条件緩和

法人税の算定にあたって、赤字年度の欠損分が前後の年度の黒字分と相殺できない場合、その企業は、中期的には、法人実効税率を上回る高い税負担を強いられることになる。

欠損金の繰越期間については、現在は 9 年間であるが、欧米諸国では 15 年、さらには無期限とする例が多い。また、欠損金の繰戻還付についても、中小法人等を対象に 1 年間限りとなっているが、欧米諸国では企業規模にかかわらず認める例が多い。

新規事業の創出や企業の投資意欲を高めるために、また、海外諸国とのイコールフットィングを確保するためにも、**欠損金の繰越期間を延長すべきである**。また、**欠損金の繰戻還付についても、対象期間を延長するとともに、対象企業を中小法人等以外にも拡大すべきである**。

③ 償却資産に対する固定資産税の縮減

我が国で設備を取得した場合、土地・建物だけでなく、機械・装置等の償却資産に対しても固定資産税が賦課される。しかし、アジア近隣諸国や欧州先進諸国では、機械・装置等への固定資産税課税はほとんど例がない。

国内での企業の設備投資を積極的に後押しするために、**償却資産に対する固定資産税は、縮減の方向で見直すべきである**。

なお、償却資産に対する固定資産税は、地方の市町村の主要財源であるため、代替財源は、国と地方の税体系の見直しの中で確保する必要がある。

3. 研究開発税制の拡充

企業がグローバル競争を勝ち抜いてゆくためには、その企業ならではの付加価値商品を生み出し続ける必要がある。そのための研究開発こそ、産業競争力の源泉であり、税制面からもその推進を支援すべきである。

平成 25 年度税制改正で、**試験研究費の税額控除限度額が法人税額の 20%から 30%へ引き上げられたが、2 年間の時限措置であり、これを延長すべきである**。さらに、**税額控除限度額の引上げを図る必要がある**。また、**繰越税額控除限度超過額の繰越は 1 年間限りとなっているが、欧米諸国では、長期間にわたって認めている例が多く、日本でも延長すべきである**。

4. 地震・津波対策を促進する税制の強化

四国では、南海トラフ地震・津波による甚大な被害が想定されており、四国の企業は、重要な生産設備の高所への移転などの対策を迫られている。しかし、こうした対策のための投資は、コストを要するだけで新たな付加価値を生まず、競争力を削ぐばかりであることから、投資を躊躇する状況にある。

企業の事業継続、企業間のサプライチェーンの維持、さらには我が国産業競争力確保の観点から、高所移転や耐震化投資など南海トラフ地震・津波対策の設備投資については、税額控除や特別償却、固定資産税減免など税制面の優遇措置を講じるべきである。また、防災機器購入や食糧備蓄等に対しても税制優遇措置を設けていただきたい。

5. 所得拡大促進税制・雇用促進税制の拡充

平成 25 年度税制改正で、3 年間の時限措置として所得（給与等支給総額）拡大促進税制が創設され、また、雇用促進税制（23～25 年度の時限措置）における雇用増 1 人あたりの税額控除額が今年度に限り 20 万円から 40 万円に引き上げられた。

雇用および所得の拡大への企業の努力を後押しするために、税額控除額の更なる拡大や制度の長期化などの措置を講じるべきである。

6. 地球温暖化対策税の見直し

石油石炭課税に付加する形で平成 24 年 10 月に新設された地球温暖化対策税は、26 年 4 月以降 2 倍に、28 年 4 月以降 3 倍に増額される予定となっている。地球温暖化対策税によるエネルギーコストの増大は、日本の産業競争力にとって大きな問題である。

全国的に原子力発電所の再稼働が進まず、化石燃料への高い依存が続く今日の日本の状況に鑑み、同税の増額の適用延期、増額幅の引下げなど、負担を緩和すべきである。

以 上